

## 地縁団体名義への不動産移転登記手続の改善促進

### 【相談申出要旨】

#### ○高知の事案

私が副会長を務めている自治会は、平成17年に地方自治法第260条の2に基づく地縁団体の認可を受けている。自治会が保有する不動産に、所有者107名の表示登記(昭和11年以降)されている山林がある。私は、自治会の会計担当も兼ねているので、この山林の固定資産税を納付してきており、いずれ認可地縁団体名に移転登記をしたいと考えている。

しかし、表示登記された所有者の多くが既に死亡しており、相続人の確定に膨大な手間や費用がかかるため、移転登記が困難な状況となっている。

これでは、苦勞して地縁団体になった意味も薄れるので、何か良い解決方法がないか教えてほしい。  
(高知事務所経由、平成23年11月本省受付)

#### ○群馬の事案

地縁団体が保有する共同墓地の一部を、道路拡幅のため買収する必要が生じ、関係住民等に提供を申し入れたところ、複数の地域住民の共有名義とされたまま、既にその多くの者が死亡しているため、相続人の把握や同意を得ることが困難などの理由で、やむなく事業計画を変更するしかなかった。

地縁団体が明治時代から保有する墓地等のうち共有名義のものは元より登記名義人が多いことに加え、世代を重ねていることで相続関係者が膨大な人数となっており、現行の不動産登記法上に基づき相続権利者を確認する戸籍謄本の追跡調査等の労力は大変であり、極めて困難な実情にある。

地方公共団体で公共事業に従事した職員から、このような申出を受けたが、この種の問題に対しては、円滑な公共事業を進めるため、また登記手続の負担軽減を図る観点から、何らかの制度改正が必要であると考えます。  
(平成23年11月、委員意見)

# 1 本件申出の背景事情

- 私法上の権利・義務の主体となり得るのは、自然人と法人に限られていることから、不動産登記においても、不動産の登記名義人は、自然人と法人に限られている。
- 町内会や自治会など町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下、「地縁団体」という。)は、いわゆる「権利能力なき社団」とされている。  
保有する不動産については、社団構成員の「総有」とみなされ、団体名義による不動産登記は認められていない。
- このため、地縁団体が保有する不動産は、従来から、代表者の個人名義又は構成員全員の共有名義として登記されてきた。
- 代表者の個人名義で登記されたものは、登記簿上、個人所有と変わらない表記となっているため、名義人の死亡などにより、その相続人が相続財産と誤解して処分するなど財産上の種々の問題も生じている。
- そこで、こうした問題に対処するため、平成3年4月に地方自治法の一部改正が行われ、地縁団体に法人格を付与する認可制度が導入された。
- しかし、地縁団体の法人格認可制度が導入されても、地縁団体が保有している不動産については、その目的である団体名義へ所有権の移転の登記は、現行不動産登記法上、権利状態の確認後でなければ達成できない実情にある。
- 過去にも同種の申出を受けて、平成10年3月にあっせんした経緯があるが、市町村長の証明書の仕組み等を巡って、法務省及び自治省(当時)の意見が分かれ膠着状態となり、その後、関係機関の担当職員の異動もあり、平成15年頃から連絡も途絶え未解決のまま現在に至っていた。そのような中、高知及び群馬の両事務所から平成23年11月に相前後して提報されてきたところである。

## 【過去のあっせん 要旨】

この問題の解決については、現行の不動産登記手続に関する特例となる手続を設け、それによって処理する以外に有効な手立てはないように思われる。

このため、国民の要望が強いことも踏まえ、地縁団体の法人格取得制度を導入した立法目的を達成するとともに、地縁団体がその構成員名義で保有している土地の登記上の権利関係の明確を図る観点から、地縁団体によって戦前から継続的に所有され、管理されている土地について、例えば、一定の期間を限り、一定の手続きを経て作成される市町村長の証明書をもって関係相続人全員の戸籍謄本等の書類に代えるなど簡便な登記手続を認めるという臨時の特例的な制度の創設によって解決が図られることが望まれる。この検討に際しては、不動産登記法制との関連性についての専門的な検討の必要性も認められるところである。

したがって、法務省は、必要に応じて自治省の協力を得つつ、この臨時の特例的な制度の創設の可否を検討し、結論を得る必要がある。

また、自治省は、臨時の特例的な制度の創設の可否に関する法務省の検討に協力するとともに、その検討の結果を踏まえ、対処する必要がある。

(平成10年3月27日、資料編1参照)

## 【回答要旨】

### ○自治省(当時)

あっせんでは、「自治省は、臨時の特例的な制度の創設の可否に関する法務省の検討に協力するとともに、その検討結果を踏まえ、対処する必要がある。」とされている。

これまで法務省において、町内会等の構成員名義で登記されている不動産で、当該町内会等によって第二次世界大戦前から継続的に所有され、かつ、管理されている土地について、その構成員名義から地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する地縁による団体名義への直接の所有権移転登記を認める特例措置を設けることの可否を検討し、異議催告などの手続を経るなどの一定の条件の下にこれを認めるという方向で検討を進めることとされたところである。

これを踏まえ、法務省の事務担当者から、この方針について情報提供が行われるとともに、異議催告などの手続の主体及び今後の検討のために必要な調査の内容等についての事務的な相談があったところである。今後、自治省としても、これらの点についての法務省の検討を受け、必要に応じ適切に協力してまいりたい。(平成10年11月27日、資料編1参照)

### ○法務省

当省において、町内会等の構成員名義で登記されている不動産で、当該町内会等によって第二次世界大戦前から継続的に所有され、かつ、管理されている土地について、その構成員名義から地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2に規定する地縁による団体名義への直接の所有権移転登記を認める特例措置を設けることの可否を検討した結果、異議催告などの手続を経るなどの一定の条件の下にこれを認める方向で、自治省との間で、異議催告などの手続の主体及び今後の検討のために必要な調査の内容等についての協議を開始したところである。(同年12月3日、資料1参照)

## 2 地縁団体について

○ 自治会や町内会等の地縁団体は、地域住民相互の親睦を図ることを目的に自主的に組織された住民団体で、その起源は明治時代からといわれているが、戦後の混乱期（次ページ「参考：地縁団体の歴史」参照。）や高度経済成長の時代を経て現在に至っている。

地縁団体の総数は次表のとおり、294,359団体の数に上り、このうち、認可を受けた地縁団体の数は35,564団体（12.1%）となっている（自治行政局の平成20年4月1日現在の調査結果による。都道府県別地縁団体数については、資料編2参照）。

表 1 地縁団体の名称別総数の状況

（単位：団体、%）

区分	自治会	町内会	町会	部落会	区会	区	その他	合計
団体数	122,916	66,905	17,634	6,903	3,980	38,880	37,141	294,359
構成比	(41.8)	(22.7)	(6.0)	(2.3)	(1.4)	(13.2)	(12.6)	(100.0)

表 2 年度別認可地縁団体総数等の状況

（単位：団体）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
認可地縁団体総数	28,863	31,559	33,644	35,564
当該期間中の認可地縁団体数	3,115	2,700	2,096	1,945
当該期間中の認可取消団体数	13	4	11	25

（注）「認可地縁団体総数」とは、各期間の末時点における認可地縁団体の総数である。

## 【参考：地縁団体の歴史】

- ・ 昭和15年9月、「部落会町内会等整備要領」(内務省訓令第17号)によって、地区住民を基礎とする地域的組織であるとともに市町村の補助的下部組織として位置づけられ、全国的に整備が推進された。
- ・ 昭和18年には、市制町村制(市町村法)が改正され、町内会等は、市制町村制の中に法的に位置づけられ、市町村長の許可を得た場合、町内会等は自己の名をもって財産を所有することができることとなった。しかし、戦後、昭和22年5月の「町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令」(政令第15号)によって、旧町内会等は解散させられることとなった。  
(同政令で、旧町内会等が保有する財産の処分として、①構成員の多数をもって議決するところにより、2か月以内に土地等を「処分」すること、②非処分土地等については、旧町内会等の区域の属する「市町村に帰属する」とされた。)
- ・ 同政令は、その後、昭和27年4月公布された「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律」によって効力を失い、町内会等は復活し、現在に至っている。

## 3 地縁団体への認可制度の導入

- 自治会、町内会等の地縁団体は、当該団体名義での不動産登記ができないことなどから財産上の種々の問題も生じているため、権利能力の取得によりこれらの制約を除去しうる途を開くことが各方面から強く要望され、そこで、平成3年4月2日、地方自治法の一部改正法(法律第24号)が公布施行され、こうした要望を踏まえて、新たに第260条の2を規定し、法人格を付与する認可制度が導入された。

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抜粋）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- 二 その区域が、住民にとつて客観的に明らかなものとして定められていること。
- 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
- 四 規約を定めていること。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 区域
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 構成員の資格に関する事項
- 六 代表者に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項

4 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

(以下 略、第260条の2全文は、資料編3参照。)

※ 高知市の申請手続の流れ、資料編4参照。

## 4 認可を受けた地縁団体の名義変更手続

- (1) 地方自治法第260条の2の規定による市町村長の認可を受けた地縁団体は、法人格が付与されるとともに、不動産の所有権等の登記名義人となることができることとなった。  
代表者の個人名義で登記されている不動産の登記名義を、認可後の地縁団体名義に変える場合、登記の目的は登記名義人の表示変更の登記とされず、所有権の移転登記とされている。  
この場合、実質の所有権が移転するわけではないが、現行不動産登記法上、人格を異にする者への表示変更の登記は認められていないので、移転の登記の形式によるしかないとされている(法務省の「訓令・通達・回答」▽不動産登記関係《5013》資料編5参照)。
- (2) このため、認可を受ける前の地縁団体の代表者の個人名義で登記が行われ、登記名義人が死亡している場合などは、その相続人全員を登記義務者として、認可地縁団体への所有権の移転登記の手続を行わざるを得ない状況にある(不動産登記法第60条、第61条、第62条)。
- (3) しかし、戦前から地縁団体の所有地であって、当初から登記簿上の名義人に変動がないものについては、登記名義人の多くが既に死亡しているため、現時点で、上記(2)による所有権の移転登記手続をとることを関係者に求めることは、相当無理があると思われる。  
特に、高知の事案のように、登記簿の表題部のみ107名(昭和11年当時)の所有者表示登記がされているものなどは、現時点では相続人の特定が極めて困難な状況にある。

### 【法務省の基本的認識】

登記名義人又はその相続人(以下「登記名義人等」という。)の関与なく登記名義人から他の者に権利を移転する登記をすることを認めると、登記名義人の財産権(憲法第29条第1項)を侵害する結果となるおそれがあることから、慎重に検討する必要がある。もっとも、あっせんの趣旨を踏まえ、特例的な制度の創設を検討することについては、市町村長が関与する手続を採ることによって、適正な登記制度の維持を担保することが可能であるとの判断の下、関係省庁とともに、これを認める方向で検討を進めることとしている。



## 5 法人格を持たない地縁団体の登記手続

### (1) 登記名義人

私法上の権利・義務の主体となり得るのは、自然人と法人に限られることから、不動産登記においても、不動産の権利の登記名義人は、自然人と法人に限られることとなる。

法人格を持たない地縁団体(権利能力なき社団)を所有権等の登記名義人とする登記の申請又はその団体名を冠記した代表者名義の登記の申請は、これを受理すべきでないとするのが登記事務の取扱いとされている(前記、法務省の「訓令・通達・回答」注)。

このため、地縁団体が保有する不動産は、従来から、代表者の個人名義又は構成員全員の共有名義による登記がなされてきた。

注： 昭和23. 6. 21民事甲第1892号 民事局長回答  
昭和36. 7. 21民事三発第625号 第三課長回答  
昭和47年6月2日最高裁判決

### ※ 昭和47年6月2日、最高裁判決に示された見解

- 権利能力なき社団の資産は、その社団の構成員全員に総有的に帰属している。
- 社団自身が私法上の権利義務の主体となることはないから、社団の資産たる不動産についても、登記請求権を有するものではない。
- 代表者は、社団構成員の総有に属する不動産について、構成員全員のために信託的に社団代表者個人の所有とされ、受託者たる地位において自己の名義をもって登記することができる。
- 社団の代表者である旨の肩書を付した記載を認めることについては、実質において社団を権利者とする登記を許容することにほかならず、このような登記は許されない。(資料編6参照)。

## (2) 権利に関する登記の原則

○ 地縁団体(権利能力なき社団)の代表者名義又は構成員全員による共有名義により登記されている不動産のうち、高知の事案のように表題部所有者欄に107名の登記があるのみで、所有権保存登記が未了のまま、その多くの所有者が死亡している場合、それら相続人全員の申請により所有権保存の登記が行われた後、法人格を取得した地縁団体との共同申請により団体名義へ移転登記を行うことになる。

また、群馬の事案についても、共有名義人の一部が死亡し相続が発生している場合、その相続人全員及び生存共有者全員(登記義務者)と認可地縁団体(登記権利者)との共同申請により所有権移転登記を行うことになる。

不動産登記法(平成十六年六月十八日法律第百二十三号) (抜粋、下記以外の関係条文は資料編3参照)  
(共同申請)

第60条 権利に関する登記の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならない。

(登記原因証明情報の提供)

第61条 権利に関する登記を申請する場合には、申請人は、法令に別段の定めがある場合を除き、その申請情報と併せて登記原因を証する情報の提供しなければならない。

(一般承継人による申請)

第62条 登記権利者、登記義務者又は登記名義人が権利に関する登記の申請人となることができる場合において、当該登記権利者、登記義務者又は登記名義人について相続その他の一般承継があったときは、相続人その他の一般承継人は、当該権利に関する登記を申請することができる。

(判決による登記等)

第63条 第六十条、第六十五条又は第八十九条第一項(同条第二項(第九十五条第二項において準用する場合を含む。))及び第九十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、これらの規定により申請を共同してしなければならない者の一方に登記手続をすべきことを命ずる確定判決による登記は、当該申請を共同してしなければならない者の他方が単独で申請することができる。

2 相続又は法人の合併による権利の移転の登記は、登記権利者が単独で申請することができる。

(所有権の保存の登記)

第74条 所有権の保存の登記は、次に掲げる者以外の者は、申請することができない。

- 一 表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人
- 二 所有権を有することが確定判決によって確認された者

## 6 改善の必要性等について

### (1) 改善の必要性

本件は、全国的な広がりのある問題(注)であり、解決については、現行の不動産登記手続に関する特例となる手続を設け処理する以外に有効な手立てはないとして、過去に「地縁団体によって戦前から継続的に所有され、管理されている土地について、例えば、一定の手続を経て作成される市町村長の証明書をもって関係相続人全員の戸籍謄本等の書類に代えるなど簡便な登記手続を認めるという臨時の特例的な制度の創設によって解決が図られることが望まれる。この検討に際しては、不動産登記法制との関連性についての専門的な検討の必要性も認められるところである。」とあっせんしているところである。

未改善のまま放置すると、今後、月日の経過とともにその解決は一層困難になるため、あっせん趣旨に沿った措置の可及的速やかな実現が望まれる※。

※ 地縁団体名義への不動産移転登記手続の改善促進(参考図:次ページ参照)。

注:全国市長会が平成13年6月に要望事項の一つとして「認可地縁団体の不動産登記事務の改善に関する要望」を提出(資料編7参照)。

### (2) 改善によるメリット

#### ① 法務省

代表者の個人名義や構成員全員の共有名義のままとなっている不動産に関し、実体上の権利関係に即した権利を公示することにより、国民の権利保全を図り、もって取引の安全と円滑を資するという不動産登記制度の目的にかなうこととなる。

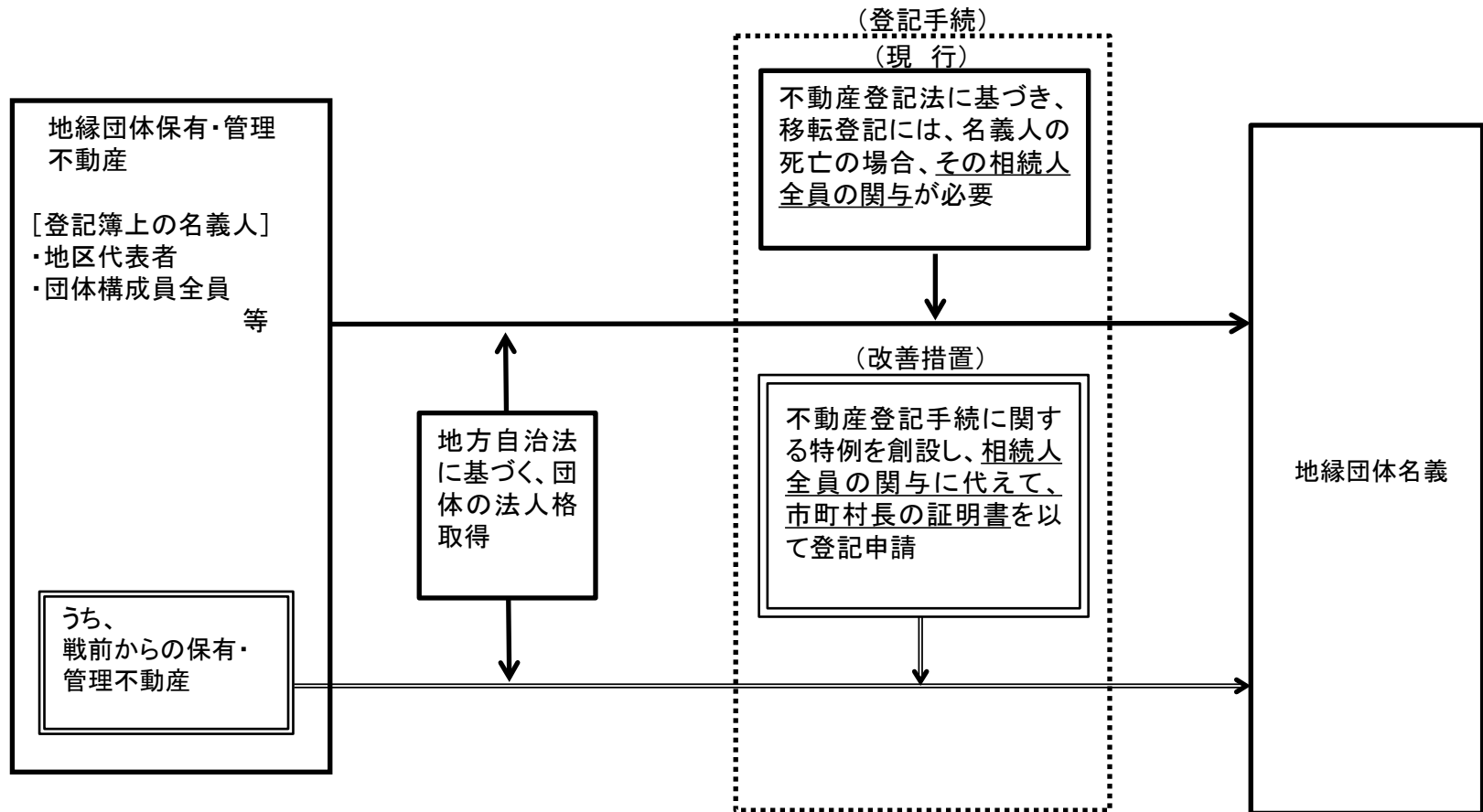
#### ② 自治行政局

地縁団体による法人格の取得が推進され、平成3年の地方自治法の一部改正の趣旨の実現に資する。

#### ③ その他

- i 地方公共団体が実施する公共工事が円滑に推進。
- ii 地籍調査の推進にも貢献。

# 地縁団体名義への不動産移転登記手続の改善促進(参考図)



## 【改善措置の内容(手続の流れ)】

- 特例措置の対象範囲
  - ・戦前から自治会等地縁団体が保有・管理している不動産であること。
  - ・地縁団体は、地方自治法第260条の2の規定に基づく法人格を取得しているものであること。
- 市町村長の証明手続
  - ・市町村長による公示・縦覧 → 異議の申出の受付
  - ・地縁団体の保有地であることにつき「異議の申出がなかった旨の証明書」の交付
- 移転登記手続
  - ・市町村長から交付を受けた「証明書」を添えて、認可地縁団体(登記権利者)による単独申請

## 7 関係行政機関の意見

### ○ 法務省民事局民事第二課

「あっせん」に係る特例的な制度を創設する必要性は認めるものの、登記名義人等の登記手続上の関与がないまま、その財産権を侵害することなく、当該登記名義人から認可地縁団体名義に登記名義を変更するためには、当該認可地縁団体が真実の所有者であることが担保される必要があり、そのためには、少なくとも当該登記名義を変更するに必要な要件を具備した市町村の証明が登記申請の際に提供される必要があると考えています。

今後とも、当省としては、貴省の担当部局の協力が得られれば、引き続き「あっせん」に係る臨時の特例的な制度の創設の可否を検討してまいりたいと考えております(平成24年3月6日、資料編8参照)。

### ○ 自治行政局住民制度課

現在も、「地縁団体名義への不動産移転登記手続の改善(あっせん)」(平成10年3月27日付総監第84号自治省行政局長宛総務庁行政監察局長通知)に対して、「地縁団体名義への不動産移転登記手続の改善について」(平成10年11月27日付自治行第85号総務庁行政監察局長宛自治行政局長通知)において回答した内容と同様の見解です。

今後も引き続き法務省における検討を踏まえ、適切な対応、協力を行ってまいりたいと考えております(平成24年2月27日)。

## 特殊定期乗車券の払戻し

### 【相談申出要旨】

高齢者を対象としたバスの定期券を購入していたが、事情が変わり使用しないことになった。このため、通用期間前に払戻しを受けようとしたところ、通勤や通学の定期券よりも割引率が高い特殊な定期券については、同事業者の運送約款の規定に、払戻しができないとされたことに納得できない。

※ 平成23年10月受付の行政相談

# 1 制度の概要

## 【運賃の届出】

バスの運賃は、次の3種類の制度があり、それぞれ国土交通大臣に届け出ることにより適用可能。

### ① 実施運賃

道路運送法第9条第3項の規定により、上限運賃(実際に乗客から徴収できる運賃の上限額で国土交通大臣の認可を受けたもの(道路運送法第9条第1項))の範囲内で届け出た運賃

### ② 協議運賃

道路運送法第9条第4項の規定により、地域公共交通会議又は道路運送法施行規則第9条第2項に規定する協議会において合意した運賃として届け出たもの

(例) コミュニティバス

### ③ 軽微運賃

道路運送法第9条第1項の「旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいもの」として国土交通省令(道路運送法施行規則第10条第1項)で定める運賃(「協議運賃」に該当するものを除く。)

(例) 定期観光バス、一時的需要のために運行するバス

## 【運賃の割引】

○ バスの運賃の割引は、「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度(平成13年12月5日付け国自旅第118号国土交通省自動車交通局長発、地方運輸局長・沖縄総合事務局長あて)」により、「一般割引運賃」と、「営業割引運賃」の2種類を規定。

また、両割引制度にそれぞれ、特殊定期旅客運賃を規定。

### ① 一般割引運賃

実施運賃のうち、基本運賃(片道普通旅客運賃、通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃、普通回数旅客運賃)を基礎として、適用する旅客の区分に応じて一定率又は一定額を減じて設定する運賃。

主な特殊定期券：乗継割引定期券、企業定期券

### ② 営業割引運賃

需要喚起等を目的として、適用する期間又は区間その他の条件を付して設定する運賃であって一般割引運賃以外のもの。

主な特殊定期券：夏休み専用定期券、敬老定期券、環境定期券



- これらの特殊な定期券は、「道路運送法施行規則第9条」に基づき、届出により販売可能
- その場合、「一般乗合旅客自動車運送事業の実施運賃、協議運賃及び軽微運賃の届出並びに変更命令に関する処理要領(平成13年12月5日付け国自旅第117号国土交通省自動車交通局長発、各地方運輸局長・沖縄総合事務局長あて)」で定める「運賃設定(変更)届出書」を国土交通省に提出することとされている。

※ 「運賃設定(変更)届出書」の記載事項

1. 氏名又は名称及び住所
  2. 設定又は変更しようとする運賃(料金)を適用する路線
  3. 設定又は変更しようとする運賃(料金)の種類、額及び適用方法
  4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
  5. 実施予定日
- 払戻し不可とする取扱いについて上記4の条件として届け出ることになる。

## 【運送約款】

- 運送約款は、国土交通大臣の認可が必要（道路運送法第11条第1項）。運送約款には、事業の種別や運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項等について定めることとされている（道路運送法施行規則第12条）。
- ただし、国土交通省が定めて公示した「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款」（昭和62年運輸省告示第49号。以下、「標準運送約款」という。）と同一の運送約款を定めたときは大臣認可を受けたものとみなす旨規定（道路運送法第11条第3項）。
- また、国土交通省は、通達(注)により、「特別の理由がある場合を除き、標準運送約款を採用する」よう関係事業者等に指導している。

(注) 「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款及び一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款の制定及び公示について」(昭和62年1月23日付け地自第2号運輸省地域交通局長発、各地方運輸局長・沖縄総合事務局長あて)

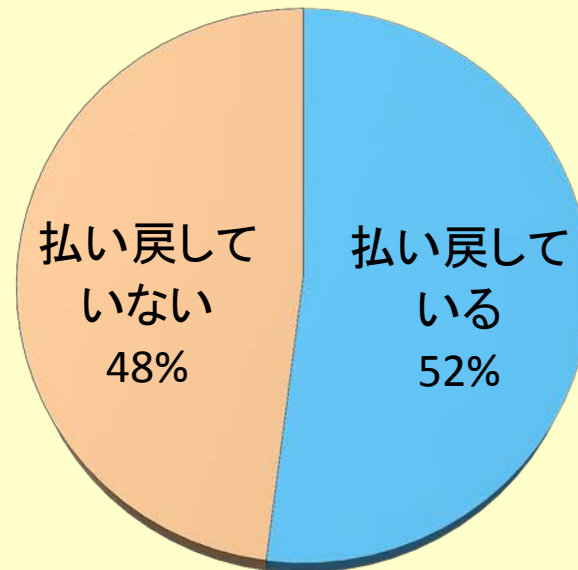
## 【運賃の払戻しについて】

- 旅客から運賃払戻しの請求があったとき、事業者は、相当額の手数料を徴収後払い戻さなければならないとされている(旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第9条第1項)。  
通用期間前の定期乗車券は「その運賃額」(同条同項第2号)。
- 標準運送約款にも同旨の規定。「定期乗車券及び定期回数乗車券にあつては、通用期間前のものについてはその運賃額、通用期間内のものについては通用期間の始めの日から払戻しの請求があった日までを使用済み期間とし、これを1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を運賃額から控除した残額」(第26条第1項(3))
- しかし、標準運送約款第20条で、特殊定期乗車券など「特殊な乗車券類」については「発売、効力及び特殊取扱いに関する事項でこの約款の規定と異なる取扱いをするものについては関係の営業所等に掲示し、又は当該乗車券類に記載」と例外の取扱いができる旨を規定。

## 2 高齢者割引バス定期券の払戻しの状況

- 高齢者(概ね60歳以上)対象の高割引率の定期券を販売しているバス事業者(25社(※))のホームページを確認した結果、半数の事業者が原則払い戻さない取扱いとする旨を表示

### 高齢者割引バス定期券の払戻し状況



※ 定期券を提示のほか、更に運賃が必要な種類の定期券(例えば、乗車の際に提示することによって、全線100円で乗車できる高齢者向けの定期券)を販売している事業者は除外した。

### 3 国土交通省からの回答(3月8日回答)

#### 【標準運送約款第20条に基づく約款と異なる取扱い】

- 標準運送約款第20条で行う「異なる取扱い」については、こういった異なる取扱いをしているかについては、特に集計していないため、全体的な状況は承知していない。
- 異なる取扱いについては、様々なケースが考えられることから、どこまでの取扱いができるかといった詳細な基準はない(具体のケースによっては、道路運送法第9条第6項に基づく運賃の変更命令の対象となる場合がある。)
- バス事業者が運賃を設定または変更する場合、「運賃設定(変更)届出書」を国土交通省に提出することになっており、運送約款と異なる取扱いを行う場合は、その適用条件にその旨(例:払戻し不可)を記載する必要がある。

## 【旅客自動車運送事業運輸規則】

- 旅客自動車運送事業運輸規則第9条第1項は道路運送法第27条第1項「…旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。」が根拠になっている。
- 旅客自動車運送事業運輸規則では主なケースについて規定しているに過ぎず、普通乗車券、定期乗車券などに該当しない特殊な乗車券類の特殊取扱い等を含めて網羅的に規定しているものではない。こうした特殊取扱いについては、運送約款において規定することとしている。
- 旅客自動車運送事業運輸規則第9条は、制定後の大きな改正はない。

## 【本件申出についての見解】

- 払戻しを行わない代わりに通常の定期券よりも大幅に割り引かれた定期券を販売することは、大幅な割り引きという利用者にとっての利益も存在しており、一方的に利用者の利益を害するとまでは言えないと考えている。
- 当省では、高い割引率の定期券を提供する代償として、払戻しができない定期券を販売するか否かは、事業者の経営判断により可能と考えている。  
なお、払戻しを義務づけた場合は、結果として定期券の割引率が下がってしまう可能性もあると思われる。

○ 今回の相談申出の主な原因は、事業者の周知が適切に行われていなかったことにあると考えている。これについては、当省としても、適切な周知の徹底(例えば、窓口での説明の徹底、窓口での掲示など)を行っていかねばならないと考えている。

ただし、全ての種類の乗車券について説明を行うことは事業者・利用者の双方にとって負担となることから、取扱いの特殊さや利用者に与える影響等の度合いに応じ、現実的な方法(書面の交付等)により行うことが必要と考える。



# 保管場所証明（車庫証明） 手続の簡素化

## 【相談申出要旨】

「車庫証明」は、車を買い替えるたびに取得しなければならないが、買い替え前の車の車庫を使用する場合は、これを省略できるようにしてほしい。

※ 平成23年3月東北管区局受付の行政相談

## 【いわゆる「車庫証明」とは】

道路使用の適正化、道路における危険防止及び道路交通の円滑化を図るため、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を保管場所として使用しないことを義務付ける制度

# 1 制度の概要

## 自動車の保管場所の確保等に関する法律(車庫法) (昭和37年法律第145号)

### ○ 自動車保管場所の確保

第3条 自動車(※原動機付自転車、二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除くすべての自動車)の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所(自動車の使用の本拠の位置との間の距離その他の事項について政令で定める要件を備えるものに限る。)を確保しなければならない。

### ○ 自動車登録時の保管場所証明書の提出

第4条 道路運送車両法第4条・・・(中略)・・・に規定する処分(※軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く自動車の新規登録、住所等変更登録、所有者変更登録)を受けようとする者は、当該行政庁(※国土交通大臣)に対して、警察署長の交付する道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるものを提出しなければならない。ただし、その者が、警察署長に対して、当該書面に相当するものとして政令で定める通知を当該行政庁に対して行うべきことを申請したときは、この限りではない。

2 当該行政庁は、前項の政令で定める書面の提出又は同項ただし書の政令で定める通知がないときは、同項の処分をしないものとする。

## ○ 軽自動車の保管場所の届出

第5条 軽自動車である自動車を新規に運行の用に供しようとするときは、当該軽自動車の保有者は、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。

## ○ 保管場所標章の表示

第6条 警察署長は、第4条第1項の政令で定める書面を交付したとき、同項ただし書の政令で定める通知を行ったとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、当該自動車の保有者に対し、当該自動車の保管場所の位置等について表示する国家公安委員会規則で定める様式の保管場所標章を交付しなければならない。

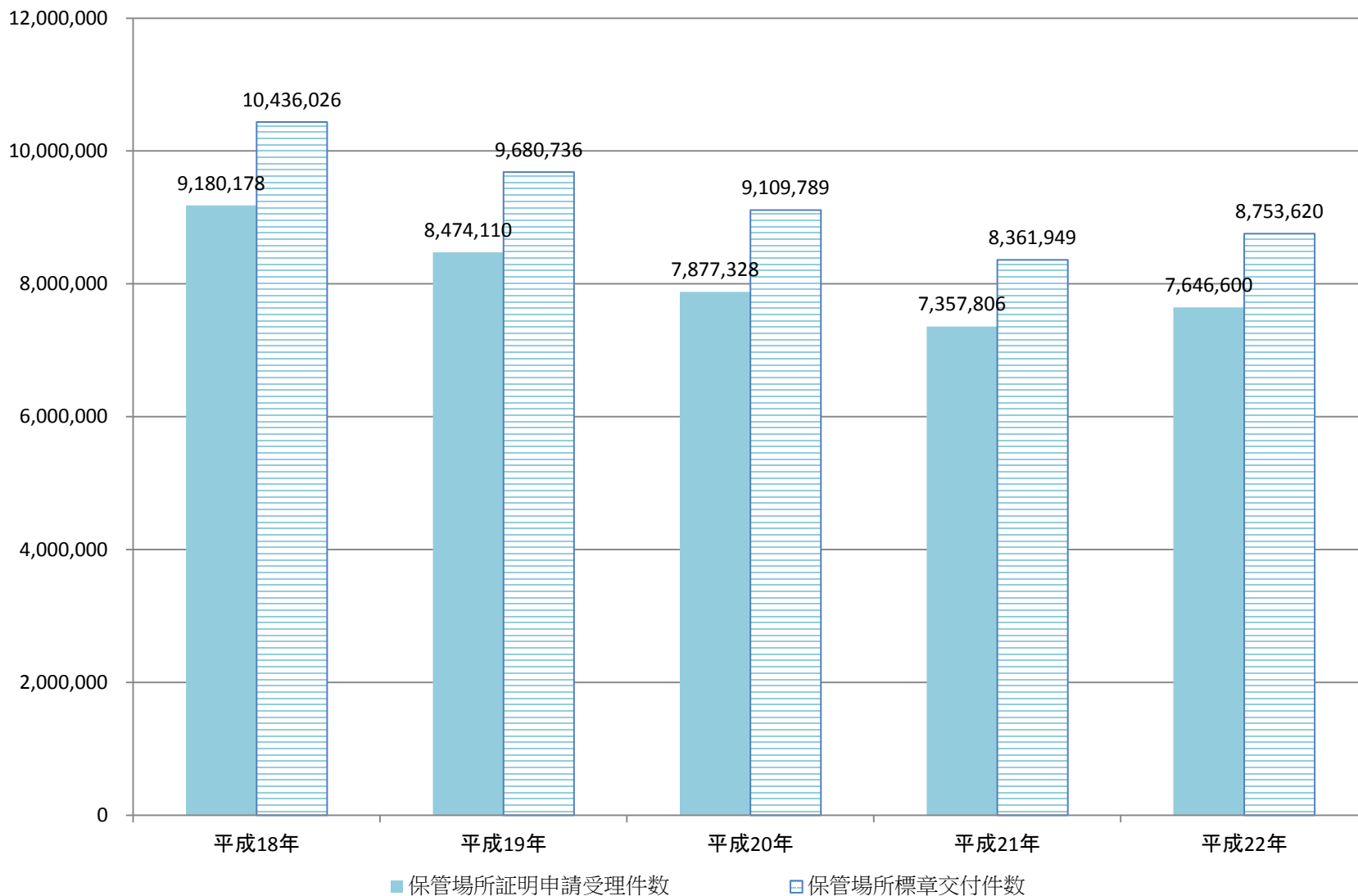
2 前項の規定により保管場所標章の交付を受けた者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該自動車に保管場所標章を表示しなければならない。(以下略)

## ○ 保管場所の変更届出

第7条 自動車の保有者は、第4条第1項の政令で定める書面若しくは同項ただし書の政令で定める通知において証された保管場所の位置を変更したとき又は第5条の規定による届出に係る保管場所の位置を変更したときは、変更した日から15日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に、当該自動車の使用の本拠の位置、変更後の保管場所の位置その他政令で定める事項を届け出なければならない。(以下略)

2 (略)

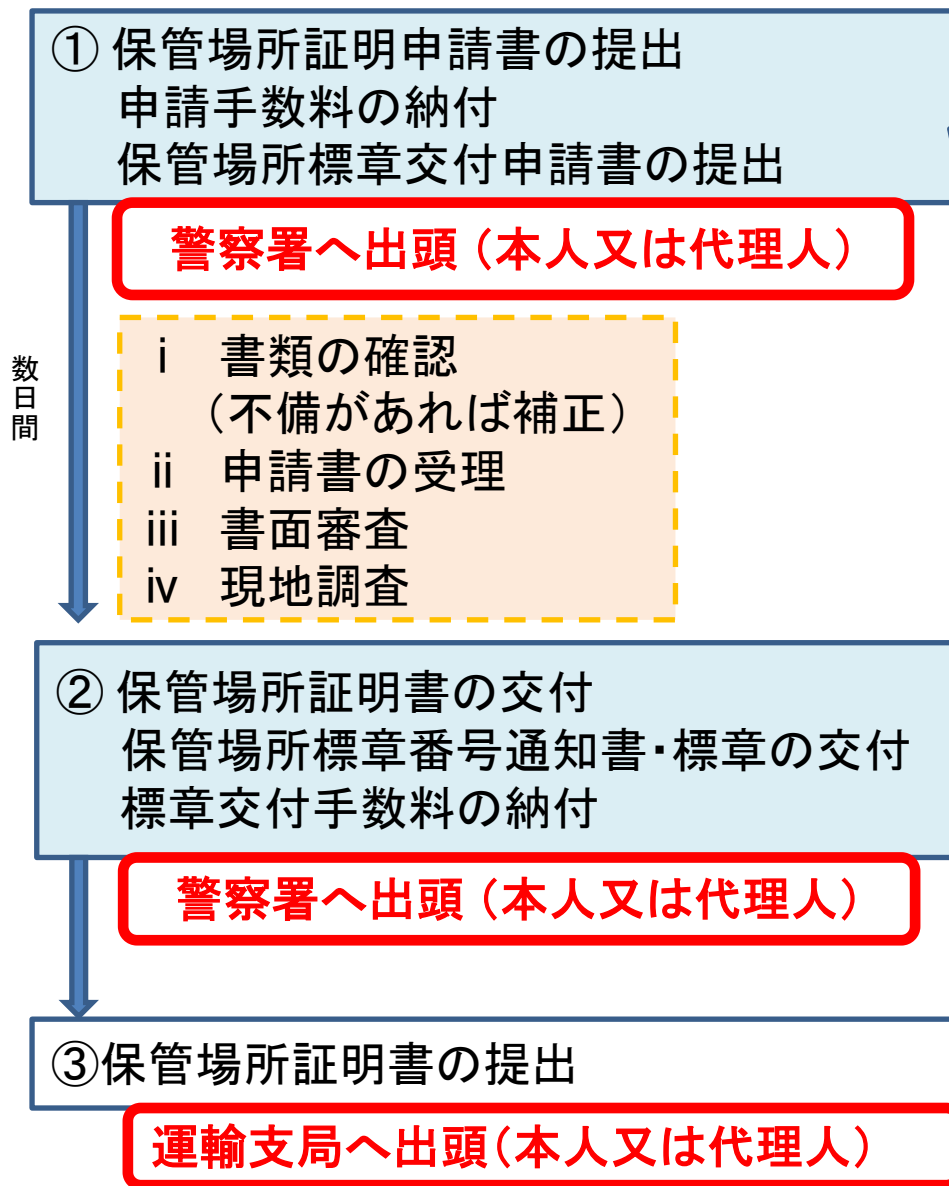
## (参考) 保管場所証明申請受理件数・保管場所標章交付件数の推移



注1: 警察庁交通局の資料に基づき当局が作成した。

注2: 「保管場所標章交付件数」には、軽自動車分や再交付を含むため、証明申請件数よりも多くなっている。

# (1) 保管場所証明申請の手続き (警視庁の例) (普通車／窓口申請の場合)



(以下、運輸支局での登録手続き)

## 【提出書類】

### ① 自動車保管場所証明申請書

- ・ 車名、型式、車台番号
- ・ 自動車の大きさ (長さ、幅、高さ)
- ・ 自動車の使用の本拠の位置
- ・ 自動車の保管場所の位置

#### (添付書類)

##### ア 保管場所の使用権原書

- ・ 自己所有の場合、自認書
- ・ 他者所有の場合、使用承諾証明書 (契約書の写し等でも可)

##### イ 保管場所の所在図

- ・ 使用の本拠の位置と保管場所との位置関係や距離等を示す図面

※ 買い替えて、使用の本拠の位置・保管場所とも旧自動車と変更がなく、申請時点で旧自動車を保有している場合や、使用の本拠の位置と保管場所の位置が同一の場合は、申請書に旧自動車の標章番号を記載することにより添付省略可

##### ウ 保管場所の配置図

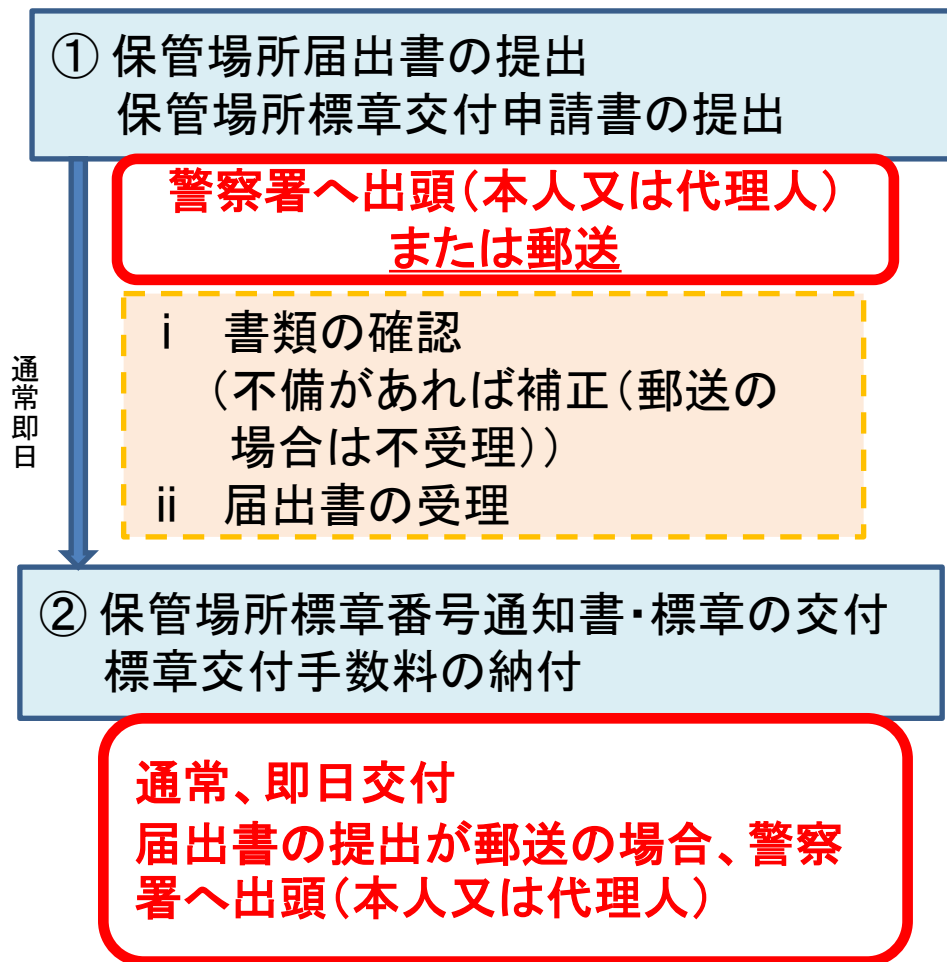
- ・ 保管場所の大きさ、周囲の建物、接している道路の幅員等を示す図面

### ② 保管場所標章交付申請書

- ※ 警察署窓口備え付けのものは①と2枚一組の複写式 (記載内容は保管場所証明申請書と同じ)

## (2) 保管場所届出の手続 (警視庁の例)

## (軽自動車／窓口申請の場合)



### 【提出書類】

#### ① 自動車保管場所届出書

(添付書類)

ア 保管場所の使用権原書

イ 保管場所の所在図

※ 買い替えて、使用の本拠の位置・保管場所とも旧自動車と変更がなく、申請時点で旧自動車を保有している場合や、使用の本拠の位置と保管場所の位置が同一の場合は、申請書に旧自動車の標章番号を記載することにより添付省略可

ウ 保管場所の配置図

#### ② 保管場所標章交付申請書

※ 警察署窓口備え付けのものは①と2枚一組の複写式(記載内容は自動車保管場所証明申請書と同じ)

※ いずれも記載事項は「申請」と同じ

# 自動車保管場所証明申請書の記載例（警視庁HPより）

## 【自動車保管場所証明申請書】の記載例

※ 自動車を運輸支局に登録（新規登録・変更登録・移転登録）する場合に必要な書面です。

### 留意事項

- この書類は、二枚で一組（複写式）となっております。黒色のボールペン又は黒色のスタンプで明瞭に記載してください。
- 証明書交付後の訂正はできませんので、申請内容を十分確認した後提出してください。なお、記載事項に誤りがあった場合は、新たな申請となりますので十分注意してください。
- 証明書の有効期限（二か月）内に運輸支局へ提出してください。有効期限経過後は新たな申請をすることになります。
- 申請内容に不明な点がある場合は、別途、必要な書面の提出を求められます。

- 新車を取得する場合（ナンバーが付いていない場合）～自動車販売業者の方に確認してください。
- 中古車を取得する場合（ナンバーが付いている場合）～自動車検査証の内容と同じに書いてください。
- 数字とローマ字をハッキリと区別して書いてください。次の間違いがしばしば見受けられますので、提出前に十分確認をお願いします。  
※ 「0」と「O」又は「D」、「1」と「I」、「2」と「Z」、「7」と「9」、「8」と「B」、「9」と「P」、「V」と「U」などに注意してください。

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	TA-ZZE122	ZZE122-12345	長さ 436 センチメートル 幅 169 センチメートル 高さ 147 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置 東京都千代田区霞ヶ間1丁目2番3号 かずみ荘102号			
自動車の保管場所の位置 東京都千代田区霞ヶ間2丁目3番4号 かずみ駐車場 No.1			
※保管場所標章番号 973261049			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
平成〇年△月□日 住 所 東京都千代田区霞ヶ間1丁目2番3号 かずみ荘102号 氏 名 日本 木 郎 電話番号 03(3581)0110			
第 号 自動車保管場所証明書			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
年 月 日 警視庁 警察署長			

**自動車の大きさ欄**  
センチメートル単位で、右に詰めて書きまます（9単位～切り捨て）。

**使用の本拠の位置欄**  
【個人の場合】  
実際に居住する場所の所在地を書きます。通常は、住民票の住所と同じです。  
《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません。》  
【法人の場合】  
実際に営業を行う事業所の所在地を書きます（本社・支社等の所在地）。  
《通常、役員の実家や社員寮等は、使用の本拠とはなりません。》  
※申請者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なる時は、両者の正当な関係を明らかにする書面を求めることがあります。

**保管場所の位置欄**  
駐車場の所在地と車庫の特定番号を書きます。

**保管場所標章番号欄**  
次のいずれにも該当する場合は、申請書に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより「所在区」のみ、記載（添付）を省略することができます。  
○ 自動車買い替え時等の自動車の入れ替えである。  
○ 使用の本拠の位置と車庫の位置のいずれも旧自動車と変更がない。  
○ 申請の時点で旧自動車を保有している。

**申請者欄**  
申請者欄に記載する方は、警察署窓口で書類を提出する方ではなく、自動車の使用者となる方の住所・氏名です。  
【個人の場合】  
住民票又は印鑑証明書の住所と氏名を書きます。  
※ 申請者は署名することにより、押印を省略することができます。  
【法人の場合】  
登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を書き、法人の代表者名を併記のうえ押印します。  
※ 法人の場合は、押印を省略することはできません。  
印鑑は、法人として通常使用する印鑑を押印してください。

使用権限	自己・他人・共有	連絡先	氏名 日本 二 郎 電話 03(3581)△555	新規・代替欄	前車 品川59〇1234 現車
------	----------	-----	------------------------------	--------	--------------------

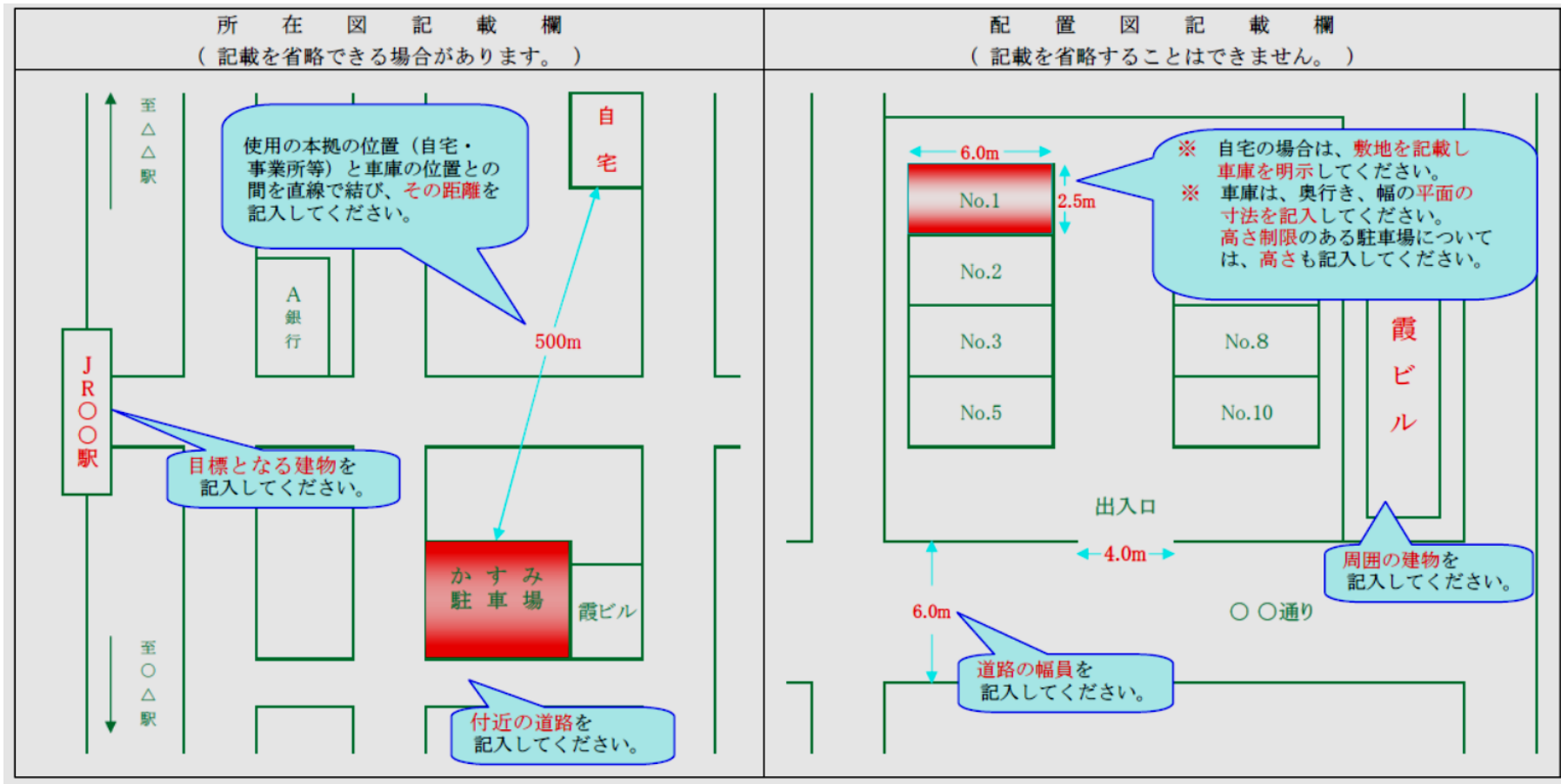
**使用権限欄**  
申請する車庫の「所有者」に○印を付けます。  
・ 申請者所有～自己に○印を付け、「自認書」を添付します。  
・ 他人所有～他人に○印を付け、下記書面のうちいずれか「一通」を添付します  
①保管場所契約書の写し  
②駐車場料金領収書(契約書のない時)等  
③保管場所使用承諾証明書  
・ 共有地～共有者全員に○印を付け、共有者全員の使用承諾書を添付します。

新規を選択した場合、記載の必要はありません

**新規・代替欄**  
申請する車庫の状況について、新規・代替のいずれかに○印を付けます。  
・ 新規～初めて使う車庫で、まだ証明書の交付を受けていない場合  
・ 代替～今まで使っていた車庫で、既に証明書の交付を受けている場合

**連絡先欄**  
申請内容について、お尋ねできる連絡先(氏名・電話番号)を書いてください。

# 所在図・配置図の記載例（警視庁HPより）



**所在図**： 当該申請に係る使用の本拠の位置並びに当該申請に係る場所の付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請に係る場所を表示したもの

**配置図**： 当該申請に係る場所並びに当該申請に係る場所の周囲の建物、空地及び道路を表示したもの（当該申請に係る場所にあつてはその平面の寸法、道路にあつてはその幅員を明記）

※ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項



## 2 検討の方向性

○ 申出にある買い替え時の保管場所証明の省略については、警察庁は「保管場所証明は「自動車ごと」に行われるものであるので、買い替えであって、買い替え前の車と同一の車庫を使用する場合であっても、省略はできない。」との見解。

→ 車庫法第3条では、自動車の所有者に対し当該自動車の保管場所の確保を義務付け。現行法を前提とすれば、買い替え時であっても車庫証明の「省略」は困難と思料。

○ 本件相談の主旨は、車庫証明手続きの簡素化を求めるもの。その観点から、事実上、相談の解決に資するよう、本事務が各都道府県の自治事務である点に留意しつつ、警察署への出頭緩和など申請者の負担軽減策について検討。

具体的には、以下のとおり。

### ① 郵送による保管場所証明申請書の提出

※1 保管場所届出書（軽自動車等）については、郵送による提出が可能（平成8年2月29日警察庁交通局都市交通対策課長通知）。

※2 保管場所証明書・保管場所標章については、各都道府県警察と一定の要件を満たす者との協定等を締結し、当該者が申請者等と契約を結ぶ方法により、郵送による交付（当該者による受領の代行及び申請者宛ての郵送）が可能（平成13年3月19日警察庁交通局交通規制課長通知）。24年2月現在、千葉、長野、山口の3県で本方法を実施。

### ② 自動車の買替で旧自動車と同一の車庫を保管場所とする場合の「配置図」の添付省略

※ 「所在図」については、買い替えの場合で、使用の本拠の位置・保管場所ともに旧自動車と変更がなく、申請時点で旧自動車を保有している場合は、申請書に旧自動車の標章番号を記載することにより添付を省略することが可能。

### 3 警察庁の見解（平成24年2月8日、22日、28日：交通局交通規制課）

#### (1) 郵送による保管場所証明申請書の提出について

- ① 申請書類・添付書類の記載漏れ等が多く(明確なデータは無い)、郵送による申請では、記載事項等に誤りがあつた場合の補正作業(電話による連絡・指示、申請書類の返送・再送等)が行政側、申請者側の双方にとって負担となる。
- ② 担当職員が1～2人という警察署がほとんどで、郵送を認めた場合、業務量の増加に対応できないおそれがある。
- ③ 保管場所届出は既に郵送を認めているが、届出がほとんど代理人(自動車販売店等)により行われていることもあり、活用実績はごくわずかである(警察庁によると、各都道府県警察本部とも年間数万件単位の届出がある中、郵送による届出はそのうちごくわずか(数件程度)である)。
- ④ 保管場所証明書・標章の交付については、平成13年から、一定の要件を満たす者と協定を締結し、その者が申請者等と契約を結ぶことで、受領の代行及び郵送を行える仕組みを整備したが、導入しているのは3県のみで、活用実績も少ない(警察庁によると、3県とも数万件単位の申請がある中、この仕組みの利用数はわずかである)。
- ⑤ 電子申請を利用すれば、申請時の出頭は不要であり、また、交付時も自動車販売店を通じた代理受領が可能であり、出頭せずに手続きが終了する。

なお、現在、電子申請が利用できるのは10都府県のみであるが、平成24年度以降、順次全国的に拡大する予定である。また、現在は新車の型式登録車のみ申請が可能だが、今後、中古自動車に係る申請や転居に伴う変更申請などにも対象を拡大する予定である。

(2月22日、28日)

- 本事務は自治事務であり、警察庁から各都道府県警察に対して郵送提出を認めるよう指導することはできない(郵送提出を認めるかどうかは各都道府県警察の判断になる)。
- 郵送による提出を認めることにより、電子申請の利用拡大に影響が出ることを懸念。

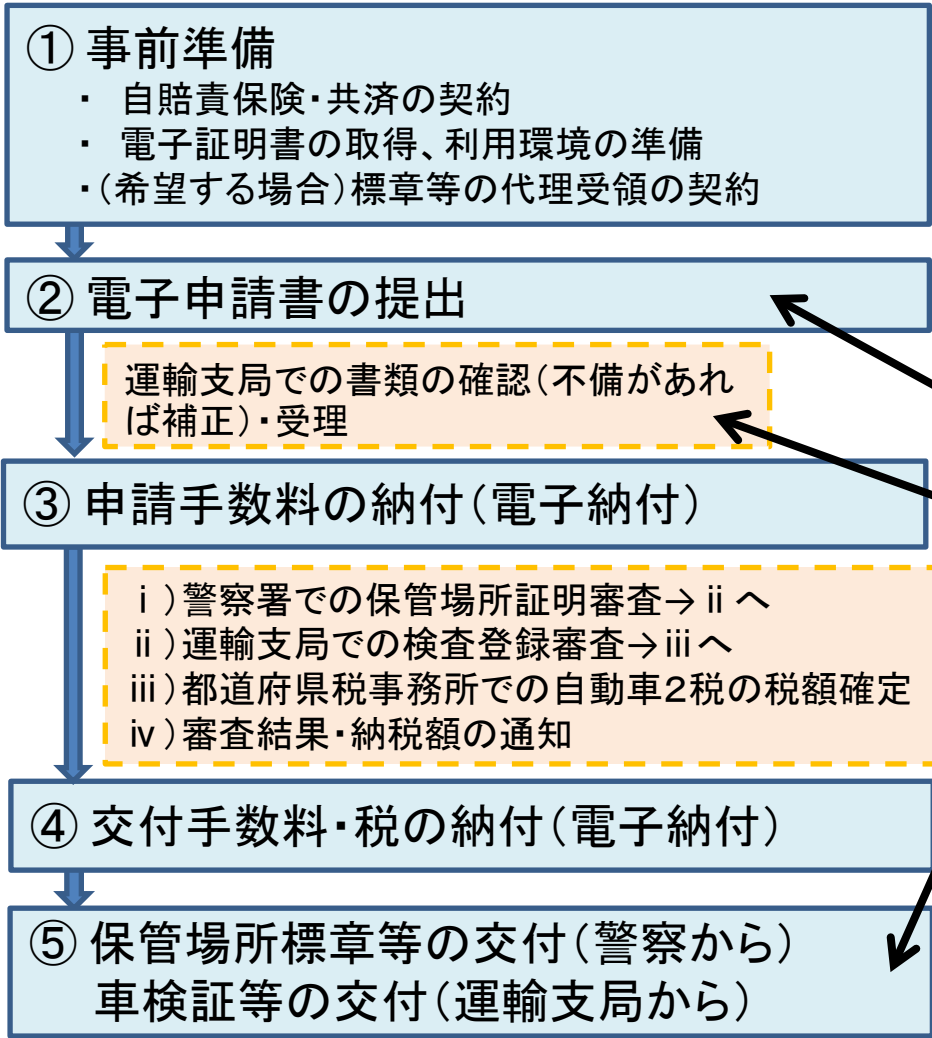
## (2) 配置図の添付省略について

- ① 配置図は、保管場所の位置が適正か、保管場所の大きさは十分か(書面審査)、保管場所内に工作物等がなく申請どおり十分な広さが確保されているか(現地調査)等を確認するために用いるものである。
- ② 買い替えであり、旧自動車の保管場所と同一の場所を新自動車の保管場所とする場合、当該保管場所が「旧自動車の保管場所として」「その申請時に」適正に確保されていたことは確認できる。  
したがって、
  - i) 新自動車と旧自動車と同一又は旧自動車よりも小さいものであって、
  - ii) 旧自動車の保管場所が(民間賃貸駐車場のよう)明確に区画されたものであり、現地調査の際にどこが保管場所なのか(=位置や大きさ)が確実に把握できる、という状況であれば、理論上は、仮に配置図が無かったとしても、書面審査は行えないものの、現地調査により当該保管場所が新自動車の保管場所として基準に適合したものであるかどうかの確認が行えるケースもあると考えられる。
- ③ しかし、現実的には、例えば、旧自動車の保管場所が個人住宅の敷地内や空き地の一部分等で、どこが駐車スペースなのか判然としない場合には、現地調査により新自動車の保管場所の位置や大きさが特定できないので、審査が行えない。また、民間賃貸駐車場であっても、例えば、契約書上の位置(駐車場名や駐車位置番号)が現地に表示されていない、契約書に駐車場の位置(住居表示)の記載があっても現地に住居表示がない等、現地調査により保管場所が適正に確保されていることが確認できないケースも想定される。
- ④ 各都道府県警察では、保管場所証明のデータベースを整備しているが、配置図の情報はデータベースに蓄積されていない。配置図自体は申請の添付書類として取り扱われており、一般的には、証明書交付後、決裁関係書類として紙で数年保管後廃棄している。
- ⑤ このため、申請者から旧自動車の標章番号等の情報提供があっても、その情報を基に旧自動車の保管場所の配置図を探し出すことは困難である(旧自動車に係る申請が古いものの場合、配置図自体が廃棄されている)。

(2月22日、28日)

- 各都道府県警察において文書保存期間を延長して配置図を保存しておくことは、コストが大きく難しい。
- 添付省略を認めるには、国家公安委員会規則の改正が必要。その際、①各都道府県で保存期間が区々となっている書類の活用を一律に規則で記載できるか、②「旧車と同一」という条件設定をどうするか、またそれをどう規則に記載できるかの検討が必要であり、相当困難と思われる。

# (参考) 電子申請(自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム)による手続き



- 行える手続き
  - ① 自動車検査登録(運輸支局等)  
(現在は新車の型式指定車のみ(今後拡大予定))
  - ② 保管場所証明申請(警察署)
  - ③ 自動車税等の申告(都道府県税事務所)
- 利用できる都道府県: 10都道府県  
岩手、群馬、茨城、東京、神奈川、埼玉、静岡、愛知、大阪、兵庫

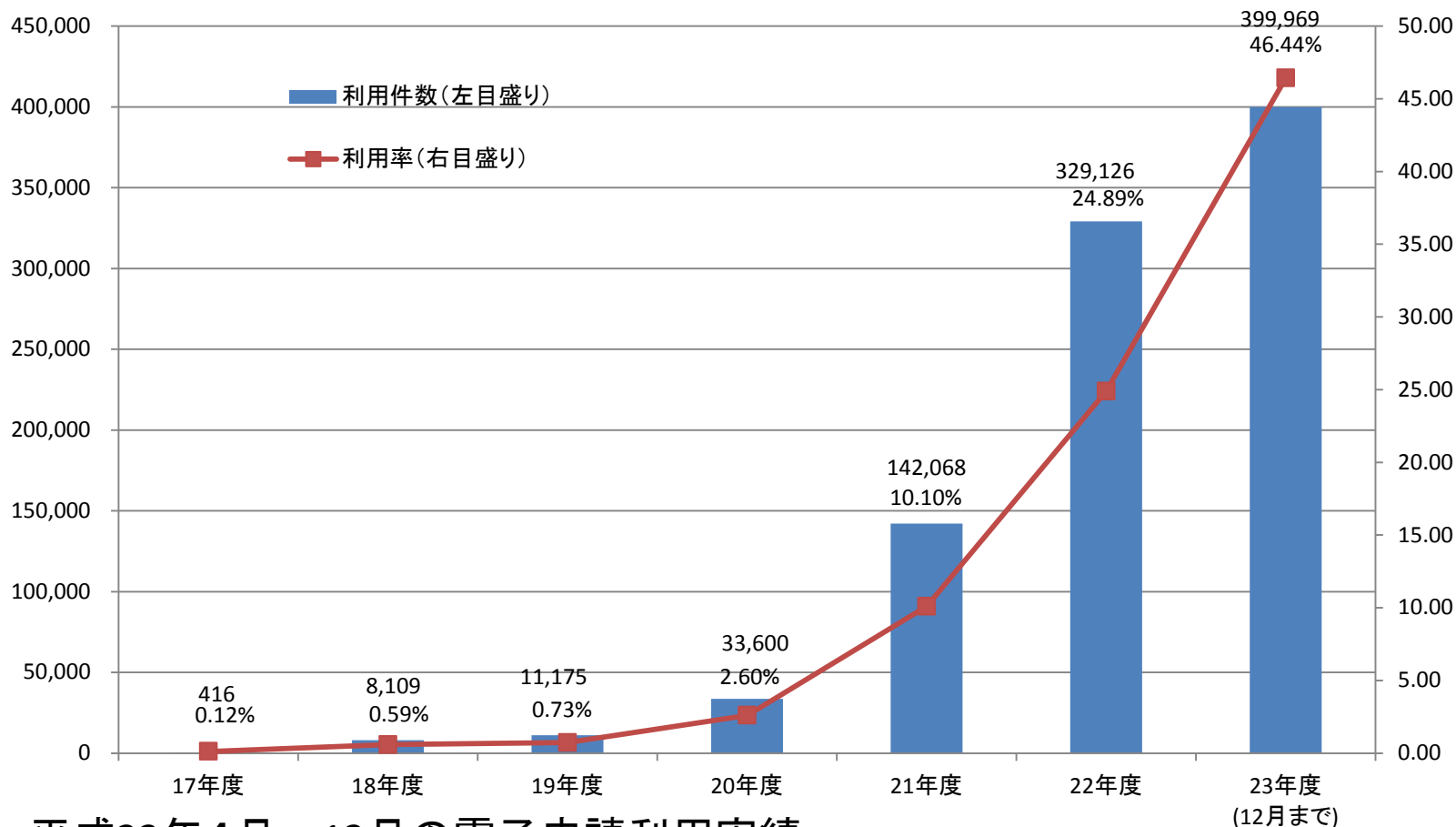
提出書類は窓口申請と同じ  
補正もシステムを通じて実施

**運輸支局・警察署へ出頭  
(本人又は代理人)**  
※代理人(販売店)受領の場合、本部一括交付の仕組みあり

- 【販売店による標章の代理受領(本部一括交付)の流れ】
- ① 各警察署で交付予定の標章等を都道府県警本部に集約
  - ② (社)日本自動車販売協会連合会(自販連)の支部が一括して代理受領
  - ③ 各販売店が自販連支部から受領
  - ④ 各販売店から申請者に交付

保管場所証明審査まで数日間、その後は1〜2日間

## 電子申請の利用実績



## 平成23年4月～12月の電子申請利用実績

運輸支局	岩手	茨城	群馬	埼玉	東京	神奈川	静岡	愛知	大阪	兵庫
電子申請件数	4,035	7,298	11,947	50,746	76,056	47,559	39,813	79,659	52,890	29,966
自動車登録件数	19,211	45,531	37,631	97,138	141,741	120,801	63,041	160,239	104,836	71,167
電子申請利用率	21.0%	16.0%	31.7%	52.2%	53.7%	39.4%	63.2%	49.7%	50.5%	42.1%

## 軽自動車の廃車に係る届出の郵送による受付

### 【相談申出要旨】

軽自動車を廃車にするときは、郵送での届出が認められていない。一部の市区町村では、125cc以下の原動機付自転車のナンバープレートの返納も含め廃車手続を郵送で行うことができる。

軽自動車は、バイクと同じように登録制度がないのだから、郵送で廃車できるようにしてほしい。

※1 平成23年4月東北管区行政評価局受付の行政相談

※2 申出要旨は、申出内容を一部補正し、その意図を簡潔に記載している。

# 1 自動車の登録・検査制度の概要

区分	登録・出頭義務	検査・車両番号標	電子申請
登録自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登録義務付け (法第4条)</li> <li>○ 原則出頭を義務付け               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登録は、登録権利者及び登録義務者又はこれらの代理人が出頭して申請しなければならない。</li> <li>電子申請の場合は出頭することを要しない (自動車登録令第10条)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検査義務付け (法58条) 検査合格=自動車検査証交付 (法60条)</li> <li>○ 自動車検査証の備付義務 (法66条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登録自動車における自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS)</li> <li>《対象》 対象手続：型式指定車の新車新規登録               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車保管場所証明の申請</li> <li>・ 自動車の検査・登録の申請</li> <li>・ 自動車諸税の申告・納付</li> </ul> </li> <li>《稼働開始》 平成17年12月25日</li> <li>《稼働地域=10都府県》 岩手、群馬、茨城、埼玉、東京、神奈川、静岡、愛知、大阪、兵庫</li> <li>《利用実績》 平成21年度：142,068件(利用率：10.1%) 平成22年11月：27,238件(利用率：29.7%)</li> </ul>
軽自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登録制度なし</li> <li>○ 検査：出頭主義を採用</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和26年の法施行当時は、自動車の区分なく軽自動車も登録の対象、出頭して登録申請しなければならないとされていた。</li> <li>・ 昭和27年の法改正により、軽自動車の登録制度・検査制度が廃止された(著しい自動車の増加。重点的な行政の執行が必要となったこと、軽自動車は当時少なく、事故率が比較的低い状況にあったこと。)</li> <li>・ 昭和47年の法改正により、軽自動車が検査対象とされ、軽自動車検査協会を設置し、検査に関する業務を同協会が行うこととなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車登録番号標の表示義務 (登録自動車：法19条) 車両番号標の表示義務 (軽自動車：法73条)</li> <li>○ 自動車検査証の返納義務 (法69条)</li> <li>○ 自動車登録番号標の廃棄、返納等義務 (法20条) ※車両番号標(軽自動車)については法に規定なし</li> </ul> <p>※ 法 = 「道路運送車両法」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 軽自動車については、OSS化を進めるに当たって、軽自動車税の徴収を行っている市区町村(1,747市区町村(23.4.1現在))のシステムのネットワーク化が不可欠であるが、これら自治体の取組は未だ本格化していない状況にある。</li> </ul>

## 2 軽自動車の検査証・車両番号標(ナンバープレート)の交付・返納等

### 1 軽自動車の検査・車両番号の指定等の業務の実施主体

軽自動車検査協会（国土交通大臣は、軽自動車検査協会に、自動車の検査に関する業務であって軽自動車に係るものを行わせるものとする。道路運送車両法第74条の3第1項）

※1 道路運送車両法第74条の3第1項

国土交通大臣は、次章の規定により軽自動車検査協会が設立されたときは、軽自動車検査協会に、この章に規定する自動車の検査に関する業務（第61条の2及び第63条第1項の規定による事務を除く。）であって軽自動車に係るもの（以下「軽自動車の検査事務」という。）を行わせるものとする。

※2 軽自動車検査協会 = 道路運送車両法により設立された民間法人

主たる事務所：1（軽自動車検査協会）、従たる事務所：53（主管事務所9、事務所44）、支所・分室：36

※3 軽自動車：二輪自動車以外の自動車等で長さ3.4m以下、幅1.48m以下、高さ2.0m以下（内燃機関を原動機とするものにあつては、総排気量が0.660リットル以下）のもの  
二輪車で長さ2.5m以下、幅1.30m以下、高さ2.0m以下（内燃機関を原動機とするものにあつては、総排気量が0.250リットル以下）のもの

### 2 自動車検査証の交付及び車両番号の指定

新規・継続検査の結果、保安基準に適合等



自動車検査証（車検証）の交付  
車両番号の指定

（道路運送車両法第60条）

### 3 車両番号標の表示義務

検査対象軽自動車は、指定を受けた車両番号を記載した車両番号標を表示しなければ運行の用に供してはならない（道路運送車両法第73条）。



## 4 自動車検査証の返納義務

自動車の使用者は、当該自動車が滅失、解体又はその用途を廃止したとき等の場合にはその事由があった日から 15 日以内に返納しなければならない（道路運送車両法第 69 条）。

### ※ 道路運送車両法第 69 条（抄）

自動車の所有者は、当該自動車について次に掲げる事由があったときは、その事由があった日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知った日）から 15 日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣（注）に返納しなければならない。

- 一 当該自動車が滅失し、解体し、（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。
- 二 当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、車両番号の指定の際）存したものでなくなったとき。
- 三 当該自動車について第 15 条の 2 第 1 項の申請に基づく輸出抹消仮登録又は第 16 条第 1 項の申請に基づく一時抹消登録があったとき。
- 四 当該自動車について次条第 3 項の規定による届出に基づく輸出予定届出証明書の交付がされたとき。

## 5 解体等に係る届出義務

検査対象軽自動車の所有者は、当該自動車が滅失、解体又はその用途を廃止したとき等の場合にはその事由があった日から 15 日以内に届け出なければならない（道路運送車両法第 69 条の 2）。

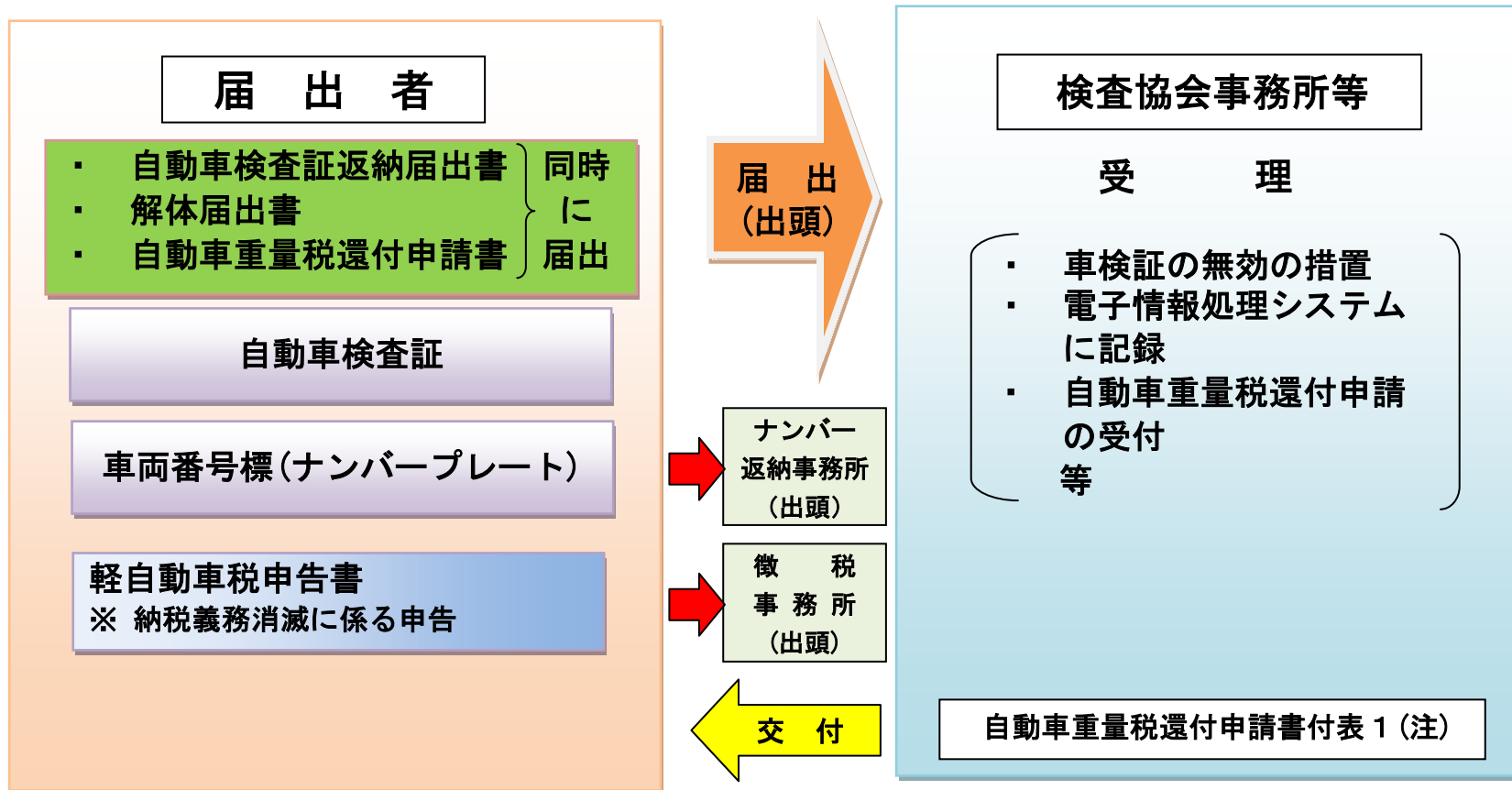
### ※ 道路運送車両法第 69 条の 2（抄）

検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車（国土交通省令で定めるものを除く。）の所有者は、当該自動車について前条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由があったときは、その事由があった日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知った日）から 15 日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣（注）に届け出なければならない。

（注） 道路運送車両法第 74 条の 4：軽自動車検査協会が行う検査事務に関してこの章（第 5 章 道路運送車両の検査）の規定を適用する場合においては、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「軽自動車検査協会」とする。

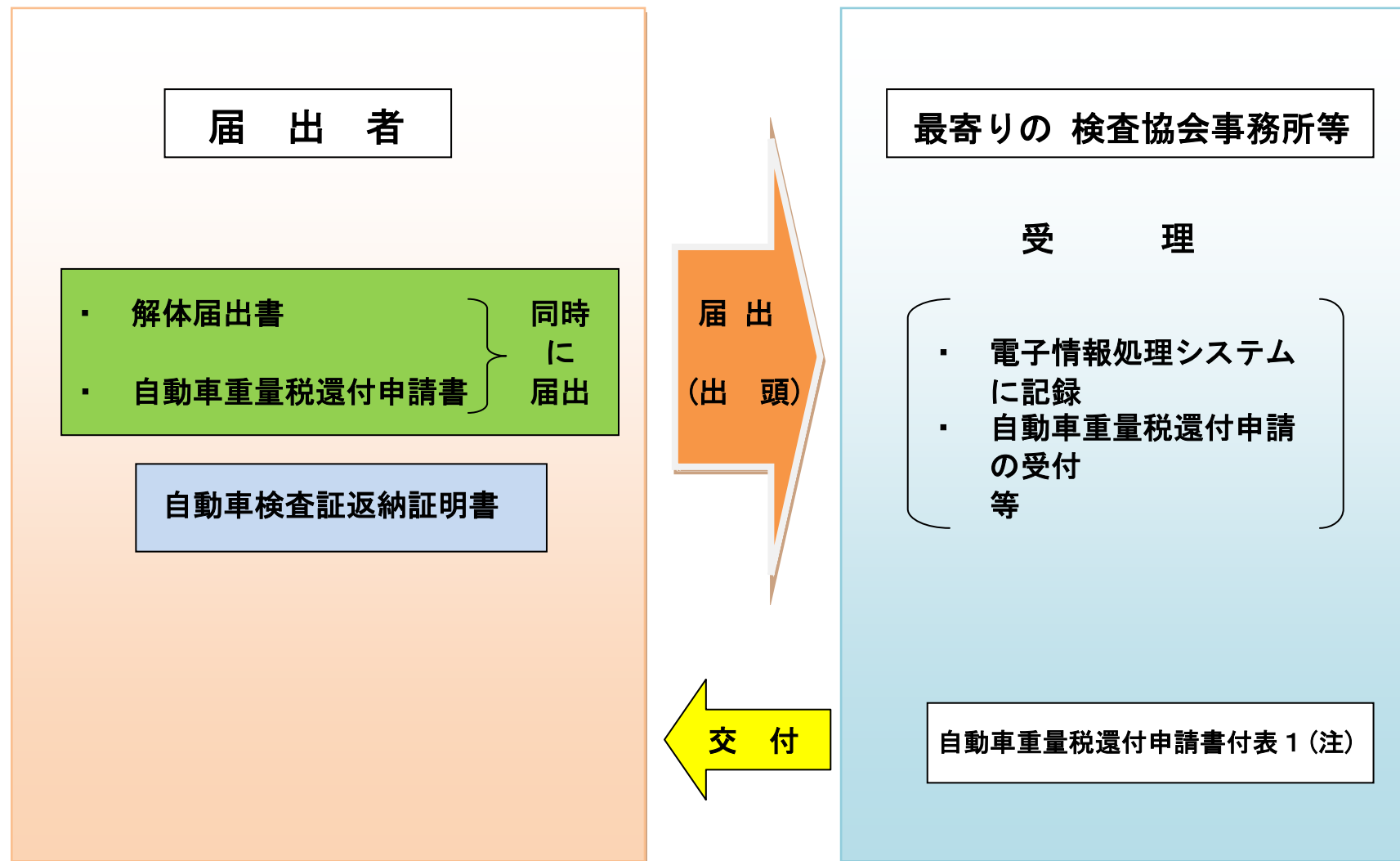
### 3 自動車検査証の返納及び解体届出

(1) 自動車検査証の返納を伴う解体届出 = 軽自動車の自動車検査証の返納届出と同時に解体届出を行う届出



注：自動車重量税還付申請書付表 1 は、同申請書を提出することにより、電算システムで出力されて、申請者へ交付され、その場で申請者が確認する。所有者は、納付済重量税額や算定日を正確に把握できないため、当該付表により、内容を確認する必要がある(金額に疑義がある場合はその場で説明を受けることができる)。

(2) 解体届出 = 既に一時使用中止の手続を行い、その後軽自動車を解体したときに行う届出



注：自動車重量税還付申請書付表 1 は、同申請書を提出することにより、電算システムで出力されて、申請者へ交付され、その場で申請者が確認する。所有者は、納付済重量税額や算定日を正確に把握できないため、当該付表により、内容を確認する必要がある(金額に疑義がある場合はその場で説明を受けることができる)。

## 4 自動車検査証の返納及び解体届出の件数

### 平成 22 年度

- 自動車検査証の返納を伴う解体届出 = 約 15 万 4, 000 件 (うち重量税還付約 6 万 1, 000 件)
- 解体届出 = 約 54 万 6, 000 件 (うち重量税還付約 26 万 6, 000 件)
- 検査証返納届出 = 約 166 万件

### 《参考》

- 検査対象軽自動車保有車両数 (平成 24 年 1 月末) = 約 2, 7 6 7 万台  
うち自家用車 = 約 2, 7 4 3 万台
- 新規・継続検査件数 (平成 22 年度) = 新規検査 : 約 200 万件  
= 継続検査 : 約 1, 048 万件

## 国土交通省の意見（平成24年3月13日回答）

- 1 軽自動車の車検制度は登録制度に代わる機能を有するものであることは司法判断においても最高裁判決に至るまで一貫して認められているところ。
  - ・「車検制度は、軽自動車に関しては、所有権を公示する自動車登録制度に代わり、事実上、権利の所在を推認させる機能を有する（平成12年9月福岡高裁宮崎支部）」
- 2 出頭主義の合理性については司法判断においても最高裁判決に至るまで一貫して認められているところ。
  - ・「申請書類等に不備がある場合に即日補正による手続きの迅速かつ的確な処理を図るには申請者の出頭が必要であること、車検証の記載内容の真正を担保するには申請者の出頭を求めて被告検査協会から業務委託されている軽自動車検査協会職員と直接対面し、確認させることが最も効果的であること、事務処理を速やかに行い、軽自動車税納付主体をめぐるトラブルの発生を防止する必要があること等の出頭主義を採用する合理性も認められる。（平成11年11月16日鹿児島地方裁判所）」
  - ・「郵送による申請が可能になれば、本人による郵送申請が増加するものと考えられ、そうなれば、訂正等を要する申請が一層増えるであろうし、かつ、電話などで訂正を促そうとしても、連絡の取れない場合や、連絡が取れても迅速・適切に補正されない場合などが発生し、業務量が増加するとともに、処理が停滞することは明らかである。このような観点から出頭主義を採用する合理性は認められ、記入申請及び検査証の返納についてこれとは別異に解すべきであるとは言えない。（平成12年9月福岡高裁宮崎支部）」
  - ・「申請者の意志を確認して申請内容の真正を確保する必要があり、また、手続きの迅速かつ的確な処理を図り、軽自動車税納付主体をめぐるトラブルの発生を防止するなど、これら諸制度を遺漏なく運営するとともに申請人の便宜を図る必要がある。そして、そのためには、申請者又は代理人の出頭を求めて被訴訟人検査協会ないし業

務委託されている軽自動車検査協会の職員と直接対面し、申請意志を確認することやその結果に基づいて即時に補正を促すことが効果的である。(平成12年9月福岡高裁宮崎支部)」

・「職員が申請人本人と面識がない場合でも、単に、所有者の名前で虚偽の申請書類一式を郵送するのに比べて、自ら出頭して又は代理人を出頭させてまで虚偽の申請をしようとする者は少ないであろうし、その場合、申請時の態度などから発覚することもありうる。また、代理人による場合でも、通常は、代理人と申請人、代理人と被訴訟人検査協会らとの間には面識ないしは一定の信頼関係があると考えられるから、真正確保の方法としては有効である。(平成12年9月福岡高裁宮崎支部)」

3 なお、ユーザー本人の解体届出による申請の場合、半数以上の申請において補正が必要であったという調査(※)もあり、郵送による申請が可能になれば、本人による郵送申請が増加するものと考えられ、そうなれば、訂正等を要する申請が一層増えるであろうし、かつ、電話などで訂正を促そうとしても、連絡の取れない場合や、連絡が取れても迅速・適切に補正されない場合などが発生し、業務量が増加するとともに、処理が停滞することになる。これは、ユーザー全体の不利益に繋がることになることから、郵送による申請をみとめることは適当でない。

※平成24年2月に全国(沖縄を除く)9事務所において調査したもの。

(ユーザー本人の申請件数 約270件、うち補正が必要だった件数 約140件)

4 さらに、自動車諸税の税制面からも申請者にとって以下のようなメリットがある。

・解体届出の際、当該自動車の車検有効期間に残存期間がある場合は、解体届出と同時に自動車重量税還付申請をする場合にのみ、申請者は自動車重量税の還付を受ける事が可能となっていることから、申請者が不利益を被らないよう解体届出と同時に自動車重量税還付申請をするかどうかの真意をその場で申請者に確認することが必要である。

- ・解体届出（検査証返納届出も同じ）を行う場合に、軽自動車税の申告を徴税機関（市区町村）へ行うこととなるが、仮に郵送での届出を認めたとしても、申請者は別途市区町村へ出向く必要があり、申請者の利便に繋がらないが、出頭による届出の場合には、一連の手続きが検査場内（委託を受けた関係団体）又は同一敷地内において完結させることが可能であり、申請者の利便に繋がっている。
- ・軽自動車税は4月1日現在の使用者に課税されるため、郵送での届出により、申告内容の確認等の補正作業で手続きが終了した日が4月1日以降となってしまった場合、軽自動車税が課税されることになり、申請者が不利益を被ることになるが、出頭による届出の場合には、その場で補正作業が可能であり、申請者が不利益を被ることはない。